

平成17年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成17年6月21日（火曜日）
午前9時59分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（21名）

議長	岡 正 勝 君
副議長	吉 田 栄 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	広 島 雄 偉 君
3 番	五十嵐 聡 君
4 番	白 木 優 志 君
5 番	小 関 勝 教 君
7 番	土 井 敏 興 君
8 番	谷 内 八重子 君
9 番	長谷川 吉 春 君
10 番	米 田 良 克 君
11 番	古 関 充 康 君
12 番	矢 部 正 義 君
13 番	谷 村 孝 一 君
14 番	川 本 政 芳 君
15 番	内馬場 克 康 君
16 番	本 郷 幸 治 君
18 番	紫 藤 政 則 君
19 番	荘 司 光 雄 君
20 番	林 国 夫 君
21 番	中 西 勇 夫 君

◎欠席議員（1名）

6 番 福 庄 計 夫 君

◎出席説明員

市長 桜井道夫 君
助役 佐藤昭雄 君
総務部長 板東知文 君
市民部長 三谷純一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長

安田昌彰 君
経済部長 酒巻進 君
建設部長 藤井雄一 君
水道部長 加藤誠 君
市立美唄病院事務局長

吉田讓 君
消防長 佐藤賢治 君
総務部総務課長 市川厚記 君
総務部総務課総務係長 阿部良雄 君

教育委員会委員長 阿部稔 君
教育委員会教育長 村上忠雄 君
教育委員会教育部長 天野修二 君

選挙管理委員会委員長

熊野宗男 君
選挙管理委員会事務局長
大道良裕 君

農業委員会会長 西館隆志 君
農業委員会事務局長 秋場勝義 君

監査委員 川村英昭 君
監査事務局長 遠藤等 君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一 君

次 長 和 田 友 子 君
総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午前9時59分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

16番 本郷幸治君

18番 紫藤政則君

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君（登壇） 平成17年第2回定例会に当たり、大綱3点について市長にお尋ねいたします。

大綱質問の1点目は、中心市街地の活性化についてであります。

その1点目は、中心市街地活性化基本計画についてであります。いま各地の商店街で空き店舗がふえ、いわゆるシャッター通りが目立ってきています。不況に加え、大型店の無秩序な出店と深夜営業を野放しにしてきたことが大きな原因であります。郊外への大型店の出店や深夜までの営業は、商店街の空洞化、衰退とともに、地域社会にさまざまな影響を及ぼしています。車を運転できない高齢者は、買い物が不便になり、非行や犯罪の増加が懸念され、商店街が大きな役割を担ってきた地域のお祭り、伝統文化の継承にも支障が出て

います。市民にとって暮らしやすいまち、そうしたまちづくりをするための中心的な課題の1つが中心市街地活性化であります。

お聞きしたいことの1つは、このたび美唄市中心市街地活性化基本計画が策定されましたが、策定に至るまでの経過とその構成員がどのようになっているかについてであります。

2つ目は、この基本計画の検討体制として、基本計画策定委員会とか中心市街地活性化推進ワーキング部会とか、基本計画ワーキング部会、コアスタッフ等がありますが、これらの部会の関連がどのようなものなのかについてであります。

3つめとして、策定委員会やワーキング部会に市の職員が入っていますが、市としての意見や提言をどのように行ってきたのかについてお聞きいたします。

その2点目は、大型店の規制についてであります。政府が6年前に制定したまちづくり3法のもとで、商店街は活性化するどころか、逆に衰退しており、破たんは明らかであります。重大なのは、政府がアメリカの圧力で大型店の出店の際、地元小売店と調整し、開店日、閉店時間などを規制できた大規模小売店舗法を廃止して大店立地法で出店を原則自由にしてきたことです。政府の責任が厳しく問われるところであります。大店立地法は、出店に際しての事前協議はなく、市町村が地元小売店との需給状況を勘案することを禁止しています。生活環境対策が不十分な場合、勧告を出せますが、独自の上乗せ規制はできません。複数の自治体にまたがる出店に対し、都道府県が調整する権限もありません。営業時間や防犯対策、地域貢献の対策も欠落して

います。

こうした中で、大型店の規制を求める運動が各地に広がっています。中小企業4団体、いわゆる日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会がまちづくり3法の抜本的見直し、立地企業と地域との共生によるまちづくりを要望しているのは当然のことです。政府も国会で、商店街や地域への影響を認めて、原則としては規制緩和の方向に行っていることは、まちにとっていかなものか。これは、3法の見直しを否定しない旨の中川経済産業大臣の答弁であります。そうである以上、大型店の野放しの政策は転換するべきであります。アメリカを含め、欧米諸国は大型店の無制限の出店で、商店街の荒廃、都市の空洞化を引き起こした失敗から、90年代に入って大型店を規制し、商店街を振興する方向に転換してきています。

本来、どんなまちづくりを進めるかは、地方自治体と住民が決めることです。それが地方自治の原則です。本市においても、ここ数年の間、全国的な規模では中型あるいは小型と言えるかもしれませんが、美唄にとっては大型店が郊外に出店し、それによって市内の小売店が衰退し、閉店する店がふえ深刻な事態になっています。全国的な3法の見直しの機運が高まる中で、本市においても今後の大型店の出店を何らかの形で規制できないのかどうか、お尋ねいたします。

また、今後大型店が出店する際に、事業主との事前の協議で条件などでの話し合いができないのかどうか、お聞きいたします。

その3点目は、空き店舗の利活用について

であります。中心市街地を活性化するためには、空き店舗をどのように利活用するかが大きな課題であります。とりわけ、その1つの象徴になっているのが、すずらん通りの市民生協の空き店舗をどのように活用するのかが、今後のまちづくりを左右する内容を持っていると思います。市として、これまでどのような取り組みをされてきたのかお聞きいたします。

また、商工業者から市民生協の空き店舗を1業者として買い取ることは困難なので、市として買い取ってほしいという意見もありますが、商工業者から、そうした要請が正式にあったのかどうか、お聞きいたします。

その4点目は、固定資産税の評価の基準についてであります。中心市街地の空き地を利用して事業を起こす場合、固定資産税が高いため、利活用が難しいという商工業者もおります。土地に対する評価の基準が、すずらん通り、旭通、旭友ストア付近では、どのようになっているのかお尋ねいたします。

大綱質問の2点目は、介護保険制度についてであります。6月16日、参議院厚生労働委員会で可決された介護保険法改定案は、多くの国民、高齢者から小泉内閣の福祉切り捨て政策に対し、怒りと不安の声が上がっています。軽度の介護認定者が介護から外されるのではないかという不安や、ことしの10月から実施されようとしている特別養護老人ホームなどの施設利用者に係る、いわゆるホテルコストという名目による居住費や食費の負担が大きくなるなど、重大な問題が含まれています。

介護保険制度が導入されて5年になりまし

た。この導入のときのキャッチフレーズは、介護保険制度はいままで本人や家族が抱えてきた介護の不安や負担を社会全体で支え合うためにつくられた制度です。介護する人、される人の双方が安心して暮らせる21世紀を迎えるためにというものでした。しかし、この5年間の経過を見れば、介護する人、される人が本当に安心できる制度だったのかどうか、その点で言えば高齢者からも介護に携わる人たちからもさまざまな不十分な点が指摘されていますが、現在国会で審議されている法案は、そうした不備な点が何ら解決されないまま、個人負担ばかりが大きくなっています。

そこで、具体的にお尋ねいたしますが、

その1つ目は、新予防給付についてであります。在宅サービスでは、要支援、要介護の人たちを対象にして新予防給付を導入し、筋力トレーニングなどの新しいメニューを取り入れつつも、従来の家事サービスの利用を減らす内容になっています。このことから、要介護1の人たちの中には、来年4月からサービスを受けられなくなるのではないかと不安を持っている人たちも多くおります。この新予防給付の内容について、具体的にどのようなものなのかお尋ねいたします。

その2つ目は、施設入居者の負担についてであります。施設入居者の自己負担分の見直しで、ことしの10月から居住費や食費の負担増が見込まれていますが、本市の特別養護老人ホームの入居者の年金収入等による、階層に応じた負担額がどのようになるのかお尋ねいたします。

その3つ目は、保険料についてであります。制度が改定されることによって、給付の

内容が変わったり、介護報酬が変わるとすれば、それによって保険料の引き上げが予測されるのかどうか、お聞きいたします。

また、第1号被保険者の保険料の未納額が平成16年度では、どのように見込んでいるのか。また、その未納の原因は、どのようなものなのかお尋ねいたします。

大綱質問の3点目は、障がい者の支援制度についてであります。現在国会では、障害者自立支援法案が審議されていますが、多くの障がい者や家族からは、これでは自立の支援ではなく、自立を損なうものではないかという不安の声が寄せられています。

そこで、具体的にお聞きいたしますが、

その1つ目は、障害者自立支援法の内容について、どのようなものなのかお尋ねいたします。

また、本市においては、障害者自立支援法の対象となる人たちの障がい別の人数は、どれだけになるのかお聞きいたします。

その2つ目は、個人負担の増加についてありますが、現在の支援費制度では所得に応じた負担となっていますが、自立支援法では応益負担が加わると聞いています。自立支援法になった場合の利用者の負担がどのようになるのかお尋ねいたします。

その3つ目は、障害者支援費制度との関連についてであります。平成15年4月から障害者支援費制度が発足しました。それまでは、障がい者が施設やホームヘルプなどの福祉サービスを利用する場合、措置制度によって国と自治体がサービスの提供に直接的な責任を負っていましたが、支援費制度では介護保険と同じように、障がい者本人が利用したいサ

ービスを決め、みずからサービス業者を選んで契約する仕組みになり、障がい者の契約に基づくサービス費用のうち、本人負担を除いた費用を国や自治体が支援費として助成するというものです。現在国会で審議されている障害者自立支援法は、障がい者の自己負担分が大きく増加される内容になっていますが、現行の障害者支援費制度との関連はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

また、支援費制度が発足したとき、本市においては、美唄独自の福祉施策の1つとして、障がい児の療育広場のデイサービスの利用料の自己負担を免除することにしてありますが、自立支援法へ移行した場合も、それを継続するのかどうか、お尋ねいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、中心市街地活性化基本計画についてであります。人口の減少や郊外型大型店の進出等により、中心市街地の空洞化問題などが深刻化してきたことから、中心市街地の活性化を図るため、平成13年8月に学識経験者、事業者、関係機関、団体や一般公募による消費者等69名による策定委員会を設置し、委員会から提出された計画素案をもとに、美唄市中心市街地活性化基本計画を策定したものでございます。

次に、ワーキング部会などの関連であります。計画を策定するに当たり、策定委員会の中にアイデアや意見を出し合う場としてワーキング部会を設置し、それらのアイデア等を集約するため、コアスタッフ会議を設けた

ものでございます。

また、策定委員会への職員の参加につきましては、本市の現状や課題等の情報提供を行うため、構成メンバーとなったものでございます。

次に、大型店の規制についてであります。現行の大規模小売店舗立地法においては、大型店の立地に関し、その周辺地域の生活環境等に配慮すべき指針が示されており、その指針の範囲内において立地する場合は、規制することはできないこととなっております。

また、出店する事業主との話し合いについては、これまでも出店する際、事前協議の中で話し合いを行ってきましたが、今後においてもまちづくりを進める上で大切なことであるので、必要に応じ対応してまいりたいと考えております。

次に、空き店舗等の活用についてであります。中心市街地の活性化にとりまして、生協の空き店舗等の利活用は極めて緊急な課題であると認識しており、これまで移転後も商工会議所や生協側と協議を重ねてまいりました。

今後におきましては、商工会議所が主体となって進めるTMOの中で検討が行われることとなりますが、市としましても会議所などと一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

また、地元事業者などから生協跡地を買い上げる旨の正式な要請はございません。

次に、固定資産税の評価の基準についてであります。初めに宅地の評価方法につきましては不動産鑑定士による標準地の価格、地価公示価格、地価調査価格をもとに、過密度、

公共施設等からの距離など、利便性を勘案して路線価を決定し、奥行き、間口、形状等を反映させながら、1筆ごとに宅地の評価を行っております。

商店街地区の路線価を申し上げますと、すずらん通りでは1平方メートル当たり3万3,500円から3万7,200円となっております。旭通につきましては、りょーゆーの入り口付近から東3条通までが2万0,200円で、東に行くに従い低くなってございます。旭友、生協地区につきましては、道道美唄富良野線側で1万2,100円となっております。

次に、介護保険制度について、新予防制度についてであります。このたびの介護保険制度改正では、予防重視型サービスへの転換を図ることとされており、要支援、要介護1程度の軽度者の方に対する給付の見直しを行い、新予防給付が創設されます。

これは、心身状態の維持、改善が見込まれる軽度者の自立心を促すものであり、新たに導入されるサービス内容につきましては、筋力向上や栄養改善が国において検討されており、8月ごろ各サービスの概要が示されることとなっております。

なお、疾病や外傷、認知症などで、このサービスの適切な利用が困難と判定された要介護1の方については、従来どおりのサービスが使えることとなります。

次に、施設入居者の負担についてですが、本年10月以降、在宅と施設の利用者負担の公平性や介護保険と年金給付の調整の観点から、介護保険施設の居住費及び食費については、保険給付の対象外とし、利用者負担とすることとされております。また、低所得

者の負担が過重とならないよう、所得に応じた負担限度額が設けられることとなっており、国が示している3から4人部屋で、収入が年金のみの要介護5の方の例で申し上げますと、改正後の保険料段階で生活保護受給者等の第1段階の方は、現行2万5,000円が2万5,000円と同額、80万円以下の方の第2段階の方は、現行4万円が3万7,000円に、80万円を超え266万円以下の方の第3段階の方は、現行4万円が5万5,000円に、266万円を超える方の第4段階以上の方は、現行5万6,000円が8万7,000円になると試算しております。

次に、保険料についてであります。来月から「介護保険事業計画策定委員会」で介護サービスの種類や量などを検討いただき、それらを踏まえて秋以降に示される国の介護報酬の改定をもとに決定し、議会に提案してまいりたいと考えております。

次に、保険料の未納についてであります。平成16年度以降の累積で約820万円となっております。景気低迷の影響や被保険者の死亡、転出などが主な原因となっております。

次に、障がい者の支援制度について、障害者自立支援法についてであります。障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設する法案として現在国会で審議をされているところでございます。

この法案は、自立支援給付の対象者、給付内容、手続き、地域生活支援事業、障害者福祉計画の作成、費用の負担等が示されており、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

並びに障がい児を対象とした福祉サービスの一元化や働く意欲と能力のある障がい者に企業等で働けるよう支援することのほか、増大する福祉サービス等の費用を皆で支え合う仕組みを強化するなどの内容となっております。

次に、障がい者数の状況についてですが、障害者手帳の交付数で申し上げますと、平成16年度末で身体障がい者が1,789名、知的障がい者が297名となっているほか、平成15年度末の精神障がい者で精神病疾患で入院または通院をしている方は563名、このうち精神障害者保健福祉手帳の交付者は113名となっております。次に、利用者負担金についてですが、現行の支援費制度ではそれぞれの所得に応じ、階層区分によって定められた額を利用者負担としておりますが、障害者自立支援法では増大する福祉サービスなどの費用を全体で支え合う仕組みとして利用者がサービスを利用した場合の定率負担に加え、施設入所または通所などにより、施設を利用した場合は食費、光熱水費などを実費負担として利用者に求める内容となっております。

このうち、サービス利用に伴う定率負担については、所得によって月額負担の上限を設定し、生活保護世帯では負担なし、市民税非課税世帯で収入が80万円未満の低所得世帯では1万5,000円、市民税均等割非課税世帯では2万4,600円、市民税課税世帯では4万0,200円と4区分で限度額が設定されております。

なお、食費や光熱水費などの実費負担につきましては、施設入所者には本人の生活費として月額2万5,000円が手元に残るよう、3年間は段階的に負担の軽減策を講じ、その後再検討を行うこととなっております。

また、通所などにより、施設を利用する方の食費についても3年間は原材料費のみの負担を求め、人件費相当分について軽減を図ることとなっております。

次に、支援費制度との関連についてですが、平成15年4月に措置から契約へと支援費制度が開始されましたが、障害者自立支援法におきましても、これまでの支援費制度における自己決定、自己選択など、利用者本位とした基本理念は継承しながら、障がい者の方々の自立生活の支援を推進していくものであります。障害者自立支援法では、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとしたほか、福祉サービス利用の手続きや基準の透明化、明確化を図るため、市町村に審査会を設置しその審査、判定に基づき市町村が障害程度区分を認定すること、また障害者ケアマネジメントの制度化を図ることなどが支援費制度との相違点であると考えております。

次に、本市のデイサービス事業所、「子ども療育広場」の利用負担金については、障がい児は早期発見、早期対応が必要なことから、乳幼児期で子どもの障がいが発見されて間もない保護者へサービスが受けやすくするため、利用負担金を徴収しないこととしてきたところでございます。今後も継続してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君 自席から何点かについて再質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目は、中心市街地の活性化についてでありますけれども、基本計画の策定に当たっては、策定委員会やワーキング部会に市の職員も参加していて、情報などの提供をしているということなわけです。しかし、単なる情報の提供ではなく、積極的に建設的な提案をしていくことが必要ではないでしょうか。基本計画の実行には、多くの課題や取り組まなければならない事業が盛り込まれていて、その多くは商工業者みずからが取り組まなければならない事業もありますが、それは市としての取り組む事業と相互に関連しているわけがあります。

中心市街地の活性化は、まちづくりの中心課題の1つであるからには、市としても積極的な提案、建設的な提案をしていく必要があると思いますけれども、市長のご見解をお聞きたいします。

次に、空き店舗の利活用についてでありますけれども、特に市民生協の跡地については、先ほどのご答弁では、商工会議所が主体となって進めているTMOの中で検討が行われ、市としても会議所などと一緒に取り組みたい、このようにご答弁されております。しかし、もと生協の活用については、市長がその利用の構想についても選挙で公約しているわけです。そうである以上、市として積極的にイニシアチブを発揮しなければならないと思いますけれども、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

次に、固定資産税の評価についてでありますけれども、すずらん通りでは1平方メートル当たり3万3,500円から3万7,200円、旭通については、りょーゆーの入り口から東3条

までが2万0,200円、旭友や生協のあの付近では1万2,100円ということでした。これで見ると、すずらん通りと生協付近では、固定資産税が3倍の開きがあります。土地の評価の基準は不動産鑑定士による標準地の価格、地価公示価格、地価調査価格などを基準にするとありますけれども、私は素人なので、よくわからないで、そう思うのかもしれませんが、商店という性格から見て、お客さんがさっぱりいないすずらん通りの評価がお客さんの多い生協の3倍になるというのには、どう見ても道理に合わないのではないかと思うわけがあります。

固定資産税は、中心市街地の人たちにとっては、大きな負担になっています。この土地の評価が生協付近と同じ程度なら、経営が大変で閉店を考えている、そうした経営者が閉店しないでも、もっと頑張っていこうと、そうした気持ちになると思いますし、空き地を利用して事業を起こすことや、中心街にマンションを建設するということがもっとふえると思います。固定資産税の見直しについて、検討するお考えがおありなのかどうか、お尋ねいたします。

次に、介護保険制度についてであります。政府は国会での答弁で過剰な介護が状態の悪化の原因だとして、家事サービスを制限しようとしていますが、NPO法人地域保健研究所がまとめた軽度要介護高齢者の介護度重度化調査研究報告書によれば、悪化の原因で最も多かったのは脳血管障害やがんなどの疾患で、次に認知症だったわけです。過剰な家事援助は1人もおりませんでした。状態の悪化の原因が過剰な家事援助にあるとする政府の

見解をどのようにお考えなのかお聞きいたします。

また、新予防給付により、要支援、要介護1の人たちで、これまでのサービスが受けられなくなるのではないかと心配する声も聞かれますが、もしそうだと閉じこもりがふえたり、そのことが孤独死につながりかねないという心配もあります。本市においては、新予防給付の対象となる人は何人になるのか、またこれらの人たちに対してどのように対処しようとしているのかお尋ねいたします。

次に、施設入居者の負担についてですが、先ほどのご答弁では、本市の恵祥園の入居者の場合、年金収入等による負担の増加は、年収80万円を超え266万円以下の人は、現行が4万円が5万5,000円に増加される。266万円を超える人は、現行5万6,000円から8万7,000円に増加されるということでありました。これは、大変な負担増であります。たとえば年収100万円の人は66万円を負担しなければならなくなり、266万円以上の人は37万2,000円の負担の増加になります。こうした負担を軽減するために、市としての対策をお考えなのかどうか、お尋ねいたします。

次に、障害者自立支援法による個人負担の増加についてですが、福祉サービス利用の定率負担については、4つに区分されて上限が設定されるということですけれども、現在支援費でサービスを受けている人が、各区分でどのような状態になるのか、生活保護世帯を除き、それぞれの利用者数についてお尋ねいたします。

また、利用者の負担がふえることから、市として負担の軽減策を考えておられるのかど

うか、お尋ねいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の再質問に順次お答えします。

初めに、職員の参加についてであります。計画策定に当たりましては、現状や課題等の情報提供を行ったものであります。今後計画を実施するに当たりましては、積極的にかかわっていかねばならないと考えております。

次に、空き店舗の活用についてですが、生協の空き店舗活用につきましては、これまでも市として商工会議所や生協と協議をしまいましたが、会議所が近々生協と話し合いを持たれると聞いておりますので、これらの状況を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

次に、評価の見直しについてですが、固定資産税は所有している資産の価値に対し、賦課することとしており、税負担の公平の観点から3年ごとに評価額の見直しをしているところでございます。しかしながら、土地の価格については、平成16年度、17年度において地価の下落が大きいことから、それぞれの年度において下落修正を行い、資産価格の変動に対応しているところでございます。

次に、新予防給付についてですが、今回の介護保険の改正は、これまでの軽度者へのサービス内容が必ずしも要介護状態の改善につながっていないことから、新たなサービスとして創設されるものであり、サービスが制限されるものではないと認識しております。本市には、平成16年度末で要支援の方が374名、要介護1の方が414名おり、この

うち要介護1で疾病や外傷、認知症の方々については、これまでのサービスを利用でき、またそれ以外の方々は新予防給付の対象となり、内容や提供方法などを見直した既存サービスや、筋力向上、栄養改善などの新たなサービスを本人の選択により受けられることとなります。

なお、新予防給付の対象者数は、今後国から示される認定基準に基づき、介護認定審査会において審査、判定されますことから、現段階では押さえていないところでございます。

次に、施設入居者の負担増に対する市の軽減策についてであります。市独自の軽減策は考えておりませんが、全国市長会を通じ、低所得者に対する軽減策について国に要望してまいりたいと考えております。

次に、自立支援法による利用者数についてであります。現在の支援費制度については、所得に応じ、本人及び扶養義務者それぞれが費用負担をしておりますが、障害者自立支援法では生計を1つにする世帯全体の負担能力を判定し、利用者本人から負担を求めることとなっております。しかし、利用者負担において4つの負担区分並びに上限額は示されたものの、世帯構成員の範囲について未確定のため、各区分ごとの対象者の把握につきましては、現在のところ困難な状況でございます。

また、利用者負担の軽減策につきましては、国の動向を踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君 再々質問をさせていただきたいと思っております。

中心市街地の活性化の問題ですけれども、

すずらん通りの市民生協の空き店舗の利活用については、市長はその活用の方法も含めて市民に公約してきたわけです。私は、選挙の公約というのは、大変重いものだと思います。その限りの単なる思いつきであったり、リップサービスであったりしてはならないものと思っております。多くの市民が市長の公約の実現に大きな期待を持っております。中心市街地の活性化のために生協の空き店舗の活用を一日も早く実現できるよう、市としても大いにイニシアチブを発揮されるよう期待しております。この点につきましては、ご答弁していただかなくても結構です。

介護保険制度の改悪や障害者自立支援法は、高齢者や障がい者などの社会的な弱者にとって生活を大きく圧迫するものであって、人間としての尊厳さえ奪いかねない内容を持っております。ここに小泉内閣の弱者切り捨て、福祉切り捨ての典型があらわれております。福祉のまちづくりを進めている美唄市長として、福祉の大きな後退であるこれらの政策を行わないよう、国に対して強く働きかける必要があると思っておりますが、市長のご見解をお尋ねいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の再々質問にお答えします。

国への要請についてであります。これまでも全国市長会を通じ、介護保険制度の財政運営や低所得者対策につきまして要望してきておりますが、今後とも積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

16番本郷幸治君。

●16番本郷幸治君（登壇） 平成17年第2回定例市議会に当たり、大綱3点について市長及び教育長にお伺いいたします。

大綱1点目は、商工行政について、このたび策定しました「中心市街地活性化基本計画」について、ここ数年の間に札幌市や岩見沢市、また三笠市に大型店の出店が相次ぎ、市内での市民生協移転等もあり、もはや既存の商店街、特にすすらん通り商店街は壊滅状態に陥っていると言っても過言ではありません。こうした厳しい現実を打破しようと、個々の商店の皆さん方は、日夜懸命の努力をしております。しかしながら、最近の商業環境の激変には個々の店、商店街だけでの対応には限界もあります。手おくれにならないうちに、いまこそ行政ができること、商工会議所ができることを速やかに実行されることを前段申し上げまして、本題に入っていきます。

その1つ目は、市街地の整備改善のための事業で、実施期間が平成17年からの以下に述べる事業について、具体的にどのような内容なのか、また実施するまでの各関係団体に対する説明及び意見交換等のタイムスケジュールは決まっているのかお聞きします。

1つ、駅西側周辺事業で、多目的広場の整備計画について。

2つ、都市景観形成事業で、アメニティや景観を考慮しながら、個性的で魅力ある都市空間の構築計画について。

3つ、公共サイン事業で、来訪者や市民にわかりやすい案内システムの設置計画について。

その2つ目は、商業等の活性化のための事業で、実施期間が平成17年からの交通対策事

業に商店街の買い物客への利便性を考えた路上駐停車問題の解決策への取り組みとあります。この事業の対象になる街区は、すすらん通りと思いますが、この問題は当該商店街にとりましてはモータリゼーションの進展とともに、ますます深刻な課題でもあり、加えて駐停車違反の取り締まりが強化されるごとに顧客離れがどんどん加速されてきました。先ほどの同僚議員からの質問にも関連しますが、昨年11月に市民生協側からのコメントに空き店舗の利活用で、状況次第では駐車場として使用していただきたいとの考えも聞いております。このことも含めて、行政が考えている具体的な解決策とは、どのような方策なのかをお聞きします。

それから、計画全体について、実施するまでの各関係団体に対する説明及び意見交換のスケジュールはどのように進めようとしているのか、また本年度からの事業計画についての実施するための予算措置はどうしていくのか市長にお伺いします。

次に、大綱2点目は、防犯行政について、いまだに記憶に新しい一昨年の十勝沖地震や新潟中越地震、スマトラ島沖地震、つい最近では福岡県西方沖地震など、比較的予知されない地域で発生しています。道内では、62の活断層の存在が明らかになり、本市にありましても石狩底地東縁断層地帯が美唄市から胆振管内早来町まで、全長66キロに及ぶ活断層があり、もしこの断層を震源に地震が発生した場合、震度7.9の非常に強い揺れが予測されとの発表がありました。公明党美唄支部は、最近のこうした地震発生状況に対して、何事も備えあれば憂いなしとの観点から、こと

しの4月から5月にかけて市内全体の学校等の屋内避難所や公園等の避難地につきまして、聞き取りと同時に現地に行つての調査を実施しました。

まず、屋内避難所施設51カ所を対象に以下の調査項目と結果では、1項目、耐震化が施されているか、いる28カ所、ない23カ所。2項目、暖房施設はあるか、ある51カ所。3項目、バックアップ電源はあるか、ある1カ所、ない50カ所。4項目、備蓄庫があるか、ある2カ所、ない49カ所。

次に、避難地23カ所を対象に、特に問題のある項目を抜粋しますと、避難地までの道路に誘導のための標識は1カ所以上設置されていますかでは、ある1カ所、ない22カ所。

以上調査の結果、さまざまな問題点があることがわかりました。行政の使命とも言うべき、市民の生命と財産を守るという観点からすれば、速やかな対応を講じる必要があると思います。

以下に述べる具体的な問題点に対して、今後どのようにされるのかお伺いします。

屋内施設につきましては、

1、耐震構造の避難所の確保。

2、非常用電源の増設や電源を要しない暖房器具、毛布、非常食の配備の必要性。

避難地につきましては、

1、避難路、避難場所の周知徹底と案内標識の速やかな設置。

2、周囲の環境の変化を考慮しての随時の点検、見直し。

3、閉鎖するところが多い積雪期の対応。

以上の点につきまして市長にお伺いします。

最後に、大綱3点目、防犯行政についてで

ありますが、最近児童を巻き込む犯罪が全国で多発しております。本市にありましても、登下校中の子どもたちの安全確保は、緊急課題となっております。近年携帯電話の普及はさまざまいいものがあり、使い方によっては犯罪にも利用されることがしばしば社会的な問題にもなっております。

また、一方では、携帯電話の機能を利用して防犯に役立てようとの動きが自治体レベルで検討され、すでに実施している自治体が出始めています。ことしの4月からスタートした奈良県の斑鳩町では、不審者情報を配信する、子ども安全安心メールサービスを始めました。これは、携帯電話による行政情報の発信システムを利用し、メール配信サービスの登録者を対象に、不審者情報等をお手持ちの携帯電話へメール配信するものです。子ども安全安心メールは、保護者などに不審者情報を配信し、注意を呼びかけることで、防犯への意識向上を図ることを目的としています。

本市にありましても、こうしたシステムを導入し、児童の安全管理対策が必要と思われますが、教育長のご所見をお伺いします。

以上で、この場からの質問を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 本郷議員の質問にお答えします。

初めに、商工行政について、「中心市街地活性化基本計画」についてであります。本計画に記載されている計画事業の年度は、すでに取り組んでいる事業もありますが、TMO構想との整合性を図るため、平成17年度からの事業年度としているものであります。

また、この計画事業の中で、短期はおおむね平成17年度から平成21年度までに実施または着手予定のものとし、長期はおおむね平成22年度から平成26年度までに実施または着手予定のものとしております。

初めに、多目的広場の整備につきましては、商工会議所から提出されるTMO構想を踏まえ、共同イベントなど、どのような利用の仕方がいいのかなどを具体的に協議し、本年度から取り組むこととしております。

次に、都市景観形成事業についてですが、すでに計画エリア内の公園や緑地、街路樹などの整備を行ってきており、さらに魅力ある都市空間の構築を図るため、中央通やいなほ通の花の植栽を行うこととしております。

次に、公共サイン事業についてですが、美唄市公共サイン計画に基づき順次整備をすることとしておりますが、これまで駅前の総合案内板整備を行ってきており、今年度においては、計画エリア外ではありますが、アルテピアッツァ美唄やゆ〜りん館への案内看板の整備をすることとしております。

次に、交通対策事業についてですが、これまで商店会や関係機関と協議を行い、中央駐車場の無料開放を行うとともに、今年度いなほ通の整備に伴い、駐車スペースを設けるなど、買い物客などへの利便性の向上に努めてきたところでありますが、今後におきましても生協跡地の利活用も含め、より良い買い物環境となるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、関係団体との説明についてですが、利用実施に当たりましては、TMOとの協議の中で事業者や関係団体などの方々と

事業の説明や意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、スケジュールと予算措置についてですが、すでに予算措置がなされ、実施している事業もありますが、先ほど申し上げた事業以外につきましては、7月末に提出が予定されておりますTMO構想を踏まえ、具体的な事業内容や課題などを整理した上で、事業実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防災行政について、災害時の避難所についてですが、耐震構造の避難場所につきましては、6月10日付で市内の道立高校など4カ所を指定し、現在27カ所となっており、地区別避難場所は合計55カ所となっており、ところでございます。なお、老朽化してきた施設もありますので、今後必要な見直しを行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、避難場所における防災用の備蓄資機材については、現在被災者用毛布が140枚、吸水ポリ袋1万1,300枚、炊き出しセット2組、広報用拡声器セット10組のほか、水防資機材等を市役所、南美唄出張所、西美唄の防災倉庫等に備蓄しているところでございます。

非常電源については、総合体育館のみ設備されており、他の施設については持ち運びができる非常用発電機7台で対応しているところでございます。また、電源を要しない暖房器具の施設ごとの有無については、調査を行うなど、今後備蓄資機材や電源、暖房の計画的な配置について検討してまいりたいと考えております。

次に、食糧備蓄については、大量に備蓄す

ることは多額の経費を要することから難しいものと考えており、このため災害時に備えて市内各農協や市民生協コープさっぽろとの間に食料等の供給に関する協定を締結するところでございます。

さらに、大きな地震では物流がストップするおそれがあることから、各家庭においてラジオ、懐中電灯、ポータブルストーブなどのほかに、少なくとも3日間程度の食料と水の備えをしていただくことが必要であると考えております。

次に、避難場所の看板については、各施設に設置しておりますが、避難場所の誘導看板は現在のところ設置していない状況にございます。避難場所や防災に関する特集記事については、毎年、広報メロディーで周知しているところであり、各家庭で自宅近くの避難場所の確認をしていただくことが必要であると考えているところでございます。

次に、冬期間の避難場所については、冬期間は利用できない施設もあるため、比較的規模の大きい学校等の利用を考えているところでございます。いずれにいたしましても、建物や住宅環境の変化等もございしますので、今後、点検、確認し、優先度の高いものから計画的に整備しなければならないものと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 本郷議員のご質問にお答えをいたします。

子ども安全安心メールについてであります。全国的に児童生徒が被害者となる犯罪が発生しており、美唄市におきましても昨年度、児童生徒に直接身体的な被害はありませんで

したが、不審者から声をかけられる事件が6件発生しております。教育委員会といたしましては、不審者に関する情報が入った場合には事実関係等を精査した上で、いち早く生徒指導情報として市内の幼稚園や小中学校及び警察署などの関係機関へ電話、ファックスあるいはパソコンメールにより、送信しているところであります。

また一方、各幼稚園、学校は受信した情報を学級連絡網や学級通信などにより、速やかに周知徹底を図っているところであります。学校と保護者や地域が情報をできるだけ早く共有し、子どもが被害者とならないよう、事件、事故の未然防止に努めることは、まことに大切なことであると考えており、こういったことから携帯電話の普及が進んでいる現下、これを活用した子ども安全安心メールも迅速な情報提供の有効な手段の1つであると考えているところでございます。今後この新しいシステムに関する資料を集めたり、すでに導入している先進地域の事例について研究を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げましてご答弁をさせていただきます。

●議長長岡正勝君 16番本郷幸治君。

●16番本郷幸治君 自席から防災行政について何点か、市長に再質問をさせていただきます。

1点目は、ただいまの答弁の中で、持ち運びができる非常用発電機7台を所有していますとのことですが、現在所有している発電機の容量はどの程度のものなのか。

また、現在避難所は、新たに4カ所が追加され、市内55カ所あります。最悪の状態を想

定してバックアップ電源の設備されていないすべての箇所に施設の規模に合うものを常設することが大事だと思いますが、この点について、まず市長のお考えをお示してください。

次に、避難地までの道路に誘導のための標識が非常に少ないように思います。大きな地震が発生したとき、冷静に行動することが大事ですが、身の危険を感じるとっさのときは覚えていたことも忘れてしまうことがあるんじゃないでしょうか。そのためにもそれぞれに最低1カ所以上の設置が必要だと思いますが、再度市長のお考えをお聞きします。

最後に、避難地につきましては、地震災害はいつ来るか予測が付きません。たまたま積雪期に発生したならば、ほとんどの避難地は除雪がされていない状況下にあります。ほとんどが機能しない状態になります。最低でも、それぞれの地域で大きな避難地については、除雪をすべきだと思いますが、市長のお考えをお聞きします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 本郷議員の再質問にお答えします。

避難所の資機材などについてであります。初めに、所有している非常用発電機的能力としましては、出力35アンペアのものが2台、出力15アンペアの発電機5台を所有しております。なお、電源の確保は重要と考えておりますので、発電機の年次計画での配備や災害時の外部調達の方法などを検討してまいりたいと考えております。

次に、避難場所の誘導看板については、今後調査してまいりたいと考えております。なお、避難場所については、日ごろから各家庭

で、さらには町内会等を通じて自分たちの地区の避難場所を確認していただきたいと考えております。

次に、学校と避難場所の冬期間における除雪等につきましては、日常の管理の中で対応してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

20番林 国夫君。

●20番林 国夫君（登壇） 平成17年第2回定例会に当たり、大綱4点について市長に質問いたします。

大綱の1点目は、大規模食糧備蓄基地の構想についてお伺いをいたします。

いま世界の食糧は、地球の温暖化等の影響を受け、干ばつや水不足によつての砂漠化が進み、大きな問題となっております。2004年12月のアメリカの農務省の発表によると、世界の農産物の需要と供給の予測では、世界で1日当たり10万トン以上の米の在庫が減るとの計算と言われております。現在の取り崩しが4年間連続となっているため、国際相場は1年前に比べて20%ほどの上昇となっているようであります。さらに、温暖化が進むにつれて、インド、アフリカ等では2度から3度の上昇すると、1億2,000万人が食糧難に直面するとの指摘もされております。

日本においては、戦後の食糧難の時代を経験し、食糧の確保のための政策をとられてきておりますが、現在では経済の発展とともに国民の生活の変化や食の多様化が進み、一転して米余り現象が起き、昭和45年以来減反政策が続く、いまでは水田の50%に及ぶ転作となっております。極端な大冷害の年を省けば、米はいつでも、どこでも安く手に入ることに

なっておりますが、食糧の安全保障の立場で考えるとすれば、日本においても人ごととは言えないと考えます。日本の食糧の自給率は、先進国の中では最低レベルの40%台に低下しております。米は、国民の主食でありますから、米の安全供給と備蓄の確保は、国が責任を持たなければならないと考えられます。

そこで、1点目は、大規模食糧備蓄基地構想についてであります。自立に向けてどのような検討がされてきているか、また今後どのように取り組まれるか、その方向性についてお伺いいたします。

2点目は、平成10年8月に、産学官による策定委員会が発足され、策定されたと思いますが、その後どのように検討されてきたのか、その内容についてと、今後どんな組織形成で取り組まれていくのかお尋ねいたします。

大綱の2点目は、農業行政についてお尋ねいたします。新潟県の食糧研究センターが特殊な技術で米粉の製粉開発に成功されて以来、米粉を使ったパンやめん類、和菓子等の製造が可能となり、米粉の利用、商品化が全国的に注目され、関心が高まってきております。美唄においても、数年前から米粉を使ったパン、めん類、和菓子等の商品化がされております。学校給食では、米粉パンが好評とされております。ことし2月には、全国米粉食品普及推進会議の発足がされておりますし、北海道においても北海道米粉食品普及推進協議会が設置されたと聞いておるところであります。

美唄では、本年4月に、米粉商品を製造している業者が中心となって、美唄米粉研究会が設立をされております。美唄産の米粉を使

った商品の開発に取り組み、お菓子やめん類などの特産品を育て、地域おこしにつなげようと機運も高まっているところであります。

美唄は、米の主産地であることから、米粉の活用について、私も関心を高く持っているところであります。米の消費拡大やまちおこしに結びつけるようなことが必要と考えられます。地元で製粉施設が整備されることが、米粉を利用されている立場からも米粉の原料の確保や運送コストの削減などが、米ができ、米粉の利用や研究開発が一層進むのではないかと考えられます。

そこで、1点目は、美唄は他市町村より先駆けて米粉に取り組んでこられたわけですが、米粉の製粉施設の整備についても検討されてきていると考えますが、これまでの検討された経過についてお尋ねをいたします。

2点目は、今後米粉の製粉施設についてどのように取り組まれるか、お伺いいたします。

大綱の3点目は、環境行政についてお伺いいたします。平成15年12月に、北海道全域を対象として空き缶などの散乱防止と北海道の美観の保持を目的とする北海道空き缶等散乱防止に関する条例が制定され、平成16年12月には基本方針が示されております。私は、不法投棄や空き缶、ペットボトル等のポイ捨てにつきましては、過去2回にわたって質問させていただいてきましたが、その後一向に改善がされていないものではないかと考えております。

また、市民の中からも苦情が多く寄せられてきております。特に他市町村から比較しても、本市の状況は非常に多く見受けられます。農村地帯の民家の少ないところや防風林沿い、

道路側溝、道路肩には多く見られ、本市の景観が失われております。買い物袋などのポイ捨ても多いため、カラスやキツネが散乱しております。本市には、交流拠点を中心とし、宮島沼やアルテピアッツァ美唄に他市町村から多くの人々が訪れてきております。私は、美しき唄のまちにふさわしい環境づくりの必要性が強く感じられているところであります。行政が中心的な立場となり、市民の認識の高揚を図ったり、啓発や指導が不可欠と考えられます。

そこで、第1点は、ポイ捨て条例の制定についてお伺いいたします。私の平成16年第1回定例会の質問に対しての答弁では、道条例による空き缶などの投げ捨て禁止や罰則規定について市民に周知啓発を行い、環境美化に努めるとともに、市の条例制定についても検討するとの答弁でありましたが、現在までどのように検討されてこられたか、その内容についてお尋ねいたします。

また、道内でのポイ捨て条例制定についての状況等について、どのような状況であるか、お伺いいたします。

2点目は、自立計画の中で、「美しきまちづくり条例」の制定が、平成18年度の予定となっております。目的では、地球規模の環境問題、地球的環境問題についての条例制定となっております。その内容とポイ捨て条例との関連はどのように考えられておられるのかお伺いいたします。

大綱の4点目は、東明公園管理についてお伺いいたします。東明公園については、市民の多くの人々が立ち寄り利用されております。また、市民の憩いの場としても大変重要な役

割を果たしております。また、東明公園に面しては、サン・スポーツランドもあり、子どもから大人まで多くの人々が訪れ、利用されております。このようなことから、公園の管理についても重視をしていかなければならないと考えております。

そこで、1点目は、公園の管理状況についてであります。草刈りやごみの清掃、園内の照明灯の管理は、どのようにされているのかお尋ねいたします。

2点目は、公園内の池で特定の者が、不法に釣りをしている者がいるとのこともありますし、また公園内の道路を車あるいはバイクが暴走されており、公園を利用している人たちが危険を感じているとの声が寄せられてきております。市として公園管理者にどのような指導をされているのかお伺いいたします。

3点目は、防犯対策についてであります。夕方から夜にかけ、陸上競技場付近は青少年のたまり場となっておるようであります。夜遅くまでたむろをしているようでありますし、これまで何回か近くの民家に助けを求める若い女性があったようであります。まだ大きな事件とはなっていないものの、事件を未然に防ぐためにも防犯対策についての対応が必要と考えられますが、どのように考えられておられますか、お伺いいたします。市として、これらについてどのように把握しているか、お伺いいたします。

4点目は、街灯の設置についてであります。東明3区の公園入り口から管理棟までの間、街灯や照明灯がないため、非常に暗く危険な状態となっております。防犯上や交通する人の安全面からも照明灯か街灯の整備が必

要と考えられます。どのような対策を講じられるか、お尋ねいたします。

以上でこの場からの質問を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 林議員の質問にお答えします。

初めに、大規模食糧備蓄基地の構想について、立地に向けた検討と今後の方向性についてであります。これまで美唄市大規模冷温食糧備蓄基地構想推進協議会を中心として、全道組織であります「大規模長期食糧備蓄基地構想推進協議会」などと連携を図りながら、国や道などに対して食糧備蓄基地の必要性を訴えるとともに、空知団地への立地促進の要望を行ってまいりました。

今後の方向性につきましては、世界的な食糧不足や災害等における食糧の緊急確保、そして本市農業生産基盤の確保のため、さらに食糧備蓄基地の必要性を訴え、国際石油備蓄基地同様、関係機関等の食糧備蓄基地立地の気運を高め、実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、策定委員会で検討された経過についてであります。大規模冷温食糧備蓄基地に関する地域の構想を策定するため、平成10年8月に産・学・官による「大規模冷温食糧備蓄基地構想策定委員会」を設置し、食糧備蓄基地の必要性や本市の交通体系、気象、経済環境体系、設計条件、利雪技術など、多方面からの検討を行い、平成11年3月に「美唄市大規模冷温食糧備蓄基地構想」を策定したところでございます。

その後、本構想を具現化するため、平成11

年8月に本市のほか、中小企業基盤整備機構、JAびばい、商工会議所などからなる「美唄市大規模冷温食糧備蓄基地構想推進協議会」を設置し、これまで関係団体などと連携しながら各種要望活動などを行っているところでございます。

次に、農業行政について、米粉の製粉施設の整備についてであります。これまで「農産物高付加価値化調査・研究協議会」において、安定した米粉製造、供給方法の確立と施設整備、米粉利用活用の一層の利用拡大と定着、さらに学校給食への導入や一般家庭における米粉利活用の可能性などについて調査、検討を行ったところでございます。

市では、現在これらの検討結果をもとに、道内外の施設について調査を行っているほか、米粉の普及推進に向けて、米粉商品の開発の支援や啓発用パンフレットの作成等を行うとともに、米粉商品を製造する事業者が中心となって設立された「美唄こめこ研究会」の活動を支援しているところでございます。

次に、米粉製粉施設の立地に向けた考え方についてであります。美唄で生産された米が市内で加工、販売されることは、農業を中心とした産業連関により域内循環クラスターが形成され、本市農業の振興策につながるものと考えております。

今後コスト等について、さらに調査研究し、一定の方向性を示してまいりたいと考えております。

次に、環境行政について、ポイ捨て条例の制定についてであります。市、事業者、市民が一体となって地域の環境を保全し、資源の循環的な利用を促進するとともに、空き缶

やたばこの吸い殻など、ごみの散乱を防止する美しいまちづくりを進め、快適な生活環境を考え、守ることが大切であると考えております。

市といたしましては、これまでポイ捨て条例を制定している自治体の状況などを調査してまいりましたが、道内におきましては約30市町村が空き缶等の散乱防止等に関する条例を制定し、生活環境の保全に取り組んでいると承知しているところでございます。

今後におきましては、こうした先進自治体の取り組み状況を参考にしながら、本市の環境政策の基本となるような条例化の中でポイ捨て防止についても検討してまいりたいと考えております。

次に、美しきまちづくり条例との関連性についてであります。市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境を確保し、これを次代に引き継いでいくことが大切であると考えております。制定の準備を進めております（仮称）「美しきまちづくり条例」は、本市の環境政策の基本となる条例にしたいと考えており、地球温暖化対策や環境対策全般について、環境負荷の低減を図るための基本理念や、市、市民、事業者の役割などのほか、空き缶等の散乱防止や生活環境を守るための個別課題への具体的な対応なども盛り込んだ実効性のある条例にしたいと考えております。

次に、東明公園の管理について、草刈りやごみ清掃、照明灯の管理についてであります。草刈り及びごみの清掃については、業者委託により実施しており、草刈りは年3回、清掃は場所により週1回または月1回の頻度

で行っております。

特にごみなどが散乱している場合には、公園管理人等により、ごみの収集を行っております。

また、照明灯の管理につきましても、公園利用者などの防犯や安全を守ることから、照明灯及び器具の破損の修繕などに努めております。

次に、池での釣りや車による暴走についてであります。池で釣りを行っている人を見かけたときや情報をいただいた場合には、職員や公園管理人により指導を行っております。

公園内での車両による危険な走行等につきましては、公園利用者の安全確保や公園施設を被害から守るため、美唄警察署との連携を図り、適正に対処してまいりたいと考えております。

次に、陸上競技場付近の防犯対策についてであります。陸上競技場付近の南側園路は公園施設等の利用者が通るメイン道路となっておりますので、本年度予定しております陸上競技場トイレの改築に合わせ照明施設の設置を検討したいと考えております。

次に、外灯等の設置についてであります。照明施設につきましては、公園全体の配置計画の中で整備を検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 20番林 国夫君。

●20番林 国夫君 自席より再質問をさせていただきますと考えております。

まず、食糧備蓄基地構想についてありますが、かねてから美唄での構想ということで考えてきたようでございますが、なかなか見えてこないというような部分もあるわけでご

ざいますが、美唄は雪を利用したそういった施設、これが全道でも先駆けて進んでいるわけでございますし、大量に備蓄をすることになれば、長期の備蓄ということになるかと思いますが、そういった面、美唄は雪を利用した冷熱、冷温といいますか、そういったものを活用して進んでいるわけでございます。そうしたものをやはりひとつの運動展開の中で大きく取り上げて前向きに、あるいは検討したり、あるいは要望していくべきでないかというふうに考えております。立地条件で言いましても、非常に美唄は石狩湾だとか、都心に近く、あるいは高速道路と、一般道路、利便性のいい場所でありますから、そういった面も考慮しながら取り運んでいくべきでないかというふうに考えます。

また、いま非常に公共事業等が少ない中にあって、これらのひとつの対策の中にもそういった事業を展開することによりまして、地域が息づくというか、活性化につながる部分も出てくるかというふうに思いますし、またそういった基地ができますと、美唄にいろんな形で人が集まってくる、あるいはそういった交流も盛んに行われてくるんでないかというふうに考えております。そんなことから、協力体制でもってこの備蓄構想に取り組んでいただきたいというふうに考えておりますが、その辺につきまして再度、市長の考え方をお伺いしたいと思います。

次に、米粉の施設についてであります、道内では特に美唄は米粉で先頭となって取り組んで進んでいるわけでございますが、これは新聞等でも非常に大きく取り上げられまして、美唄は米粉の加工については、前向きに取り

組んでいると、こんな形で進んでいるわけでございますし、いま特にまちの企業の人たちがこういった気運も非常に高まってきていると。そんなことから、何とか美唄で米粉の施設を立地しまして、それをひとつの美唄の目玉として他市にPR、あるいはいろんな面で異業種とのかかわりが出てくると思います。

それと、美唄でとれた、あるいは農産物の消費が伸びると同時に、他町村とそういった交流が深まることによって、美唄の位置づけといいますか、そういうものも出てくると思います。砂川等でもお菓子やパン等で、いろいろお菓子のまちづくりもやっておりますが、美唄は米粉を1つのキーワードにしながら、そういった企業が盛り上がっているときでございますし、ぜひそういう部分を含んで考えていただければ、米粉の施設の立地に向けても積極的に取り組んでいくべき課題でないかというふうに考えておりますが、その辺について再度お伺いをいたします。

それから次に、「美しきまちづくり条例」のことではありますが、「美しき唄のまち条例」との関連についてであります、やはりポイ捨て条例につきましては、私は個別条例の制定が必要でないかというふうに考えているわけです。やはりいまの現状を見ましても美しいまちづくりの条例の中に含めてやることのインパクトの強さがどうなのかということと考えたときに、やはりポイ捨てという1つの大きな部分でPRするべきでないかというふうに考えておりますので、私は個別条例の制定がいいのではないかというふうに考えておりますが、その辺につきまして再度考え

方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、公園管理についてであります。平成15年12月にゆ〜りん館がオープンいたしまして、50万人を超えている、それから5月にオープンしたパークゴルフ場の利用者は4,600人となっておるというふうに聞いておるわけでございます。そういった面から、非常にその公園、ゆ〜りん館に近いところに公園があるということから、多くの人々が訪れてきているというふうに思っているわけです。特に桜の名所とも知られておりますし、桜の時期には市外から多くの人々が来ております。

また、先日であります。あそこのサン・スポーツランドに全道小学生、少年テニス全道大会がありました。そこには子どもたち300名、それから父兄含めると500名ぐらいの人が訪れてきております。そんなことから、美唄は交流を進めておりますし、ゆ〜りん館やパークゴルフはもちろんです。隣接されている公園も重要な施設と、こう考えております。

特に私は、明るい場所では、なかなか犯罪が起きないというような考え方を持っておりますし、何とか照明の問題も早急に考えていただきたいと思っておりますし、そういったことで今後公園の整備については、強く要望しながら、これは答弁は要りませんが、要望として発言をさせていただきたいと思っております。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 林議員の再質問にお答えします。

最初に、大規模食糧備蓄基地の誘致についてであります。本市は地域振興の観点から、基幹産業である農業と雪冷房技術のノウハウ

を全面に出しまして、これらのモデル事業として誘致活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、米粉施設の整備についてであります。米粉によるまちおこしは、本市農業の振興や産業の活性化につながるものと思われることから、さらに調査研究し、今後一定の方向を示してまいりたいと考えております。

最後に、個別の条例制定についてあります。平成18年度の制定に向けて取り組みを進めております（仮称）「美しきまちづくり条例」は、本市の環境政策の基本となる条例にしたいと考えており、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てについては、地域の生活環境を守る市民の責務として環境美化などの個別課題として条項の中に明記してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

17番吉田 栄君。

●17番吉田 栄君（登壇） 私は、17年第2回定例会に当たりまして、大綱2点について市長にお伺いをいたしたいと思っております。

きょうは6月21日、夏至でございます。夏至といいますと、もう真夏に入ろうと、そういう時期でありまして、いつ何どき大雨の来ることも予測のできない時期に入ったと言ってもいいかと思っております。そこで、きょうは、峰延市街の雨水対策、治水問題についてお伺いをしてみたいと思っております。

まず最初に、峰延の地形あるいは今日までの歩み等、そして対策をとられてこられたとっておいででしたら、雨水対策についての現状の認識についてお伺いをしたいと思っております。

市長の認識をお伺いする前に、私も峰延に住んで約50年、さまざまな状況を見聞きしてまいりました。そんな経験をもとに、現状をどう見るかということについて私の見識を申し上げてみたいと思います。

ご案内のように、峰延の市街地というのは、いわば西洋皿の片一方を少し高くして、国道12号線を一番下にした、そういう地形にございまして、南北の交通の境目というのは道道峰延三笠線、これを頂点にして南北に水が流れる仕組みになってございます。きょう取り上げようと思いますのは、峰延市街地の南側の沢地問題であります。この沢地の問題というのは、余り論ぜられたことはございません。といいますことは、30年ほど前にさかのぼりますが、峰延小学校があの方の山手の方に移転いたしました。現在学校のキャンパスというのは、かつては畑であり、山林でありました。ですから、そこに降った雨というのは、その多くが北海道の土中に吸い込まれるという状況だと。さらに、峰延小学校の現在の南側、これも山林であり畑でありました。

いまは、水田にかわっております。水田というのは、雨が降る時期というのはおおむね水が張られております。雨が降ってくれば、その分は余分な水として低い方に流れ込む、そういう大きな変化が生じてまいりました。さらに、小学校の東側になりますと、農材工業というそれなりの生産工場が出現いたしました。土管製品の置き場として、多くの敷地を土管の粉で、その粉碎したもので地固めをして置き場にしてございます。そこに降った雨も当然ながら低い方に全量流れてくる、そういう状況に変化いたしました。さらに、駅

前真っすぐ小学校に向かいます市道、この南側というのもかつては、30年前はろくな民家がありませんでしたが、現在は住宅地としての体面を保つ状況に相なりました。そしてまた、もとの小学校の跡地、これも学校のキャンパスだったものが住宅地にさま変わりをいたしました。道路はアスファルト、そして屋根に落ちた雨水はすべて下に落ちていって、そして低い方に流れ込む、そういう状況に変化しております。

何よりも大きな変化というのは、市街地の東にあります市営住宅の敷地であります。

道路は勿論のこと、そして庭先まで敷き詰められたアスファルトあるいは砂利、そういう状況に相なっております。そういう環境の変化によって、現在はあの南側にございまず沢地、沢地といいましてもおよそ1町歩余りの水田がそこには存在しておりました。聞くところによると、昭和の初期から水田が耕されていたと、その前は大正の初めごろから畑に開拓されて、そこに住みついたと。住宅が建ったのは、昭和20年の初期だったそうでございますが、それ以来あの沢地のちょうど真ん中あたりに1軒の市民が住居を構えているという状況にございます。

そういう中で、いままで雨水で、大雨降ったときに水害という、この二文字に象徴されるような現象はなかったということですが、昨年8月4日の大雨、これは余り記憶にない方も多くいらっしゃると思うのですが、8月4日の大雨というのは、気象観測所に問い合わせたところ、美唄地区は82ミリ降ったそうであります。82ミリ、わずかなものだ、こう思いがちなんです、その82ミリ

のうち70ミリが1時間に降ったと、そういう記録になってございます。その雨によって、沢地に建設されている住宅の床下の地上すれすれまで来た。それより若干低いのかなと思われるところに建っています納屋の床は水浸しになったと、そういう状況、どんな現象があったかといいますと、市営住宅の建っているあのところを沢に向けて水路をつくってあるんです。当時のあそこにお住まいになっている方のご主人と役所の方と話し合いを持ったそうですが、たまたまその方はかつては市役所にお勤めの経歴もありまして、役所に余り文句も言えんということで、妥協したんでしょう、およそ40センチぐらいの何管というんですか、ブリキでできた半円の管が入ってございます。その管をあふれて水しぶきを上げながら滝のように落ちていた状況というのが写真でも残されておりました。その現象は、役所からも現地を見に来た職員がおりますから、それはお聞きいただければその状況はわかるといいます。そのときに、落ちた水がスムーズに流れるようにU字溝が入ってございますが、そのU字溝にふたをしてあげますと、そういう手だてをとっていただいたそうですが、しかしそれは通常はふたがあれば、どうのこうのというものじゃなくて、ふたがあっても何があっても、先ほど申し上げたように南から東から、そして北東から沢への流れ込む水の量からすると到底いかんともしがたい状況になってしまっているという状況にございます。

そんなことなもんですから、お尋ねしたいことは、不測の事態が生じた大雨のときに、市として何とかこれはしてあげなくちゃなら

んというお気持ちになっていただけるのかどうかと。たった1人ならそこから1人が出ていけばいいんでないかと、こういうことになるもんなのか、あるいは行政は1人のためにも云々というように、たとえ1人であっても生命と財産を守るという立場で、その改善策について気を使われるのかどうか、基本的な市長の認識を伺うものであります。

さて、2つ目は、農業問題についてお尋ねをしたいと思います。農業問題に具体的な話に入る前に、美唄の現状について触れてみたいと思うのであります。

ご承知のように、昨今自治体の合併問題というのが大きな議論となって、美唄市も真剣に、しかも深刻に議論を積み上げて自立の道を選択いたしました。そしていまは、自立推進計画の特別委員会も設置をして今後における美唄のまちの活性化に向けて、どうあるべきか、どう施策を講ずるべきかという議論をいま展開しているさなかにあると思います。

さて、自立をするということは、美唄市の経済がどう確保できるか、維持できるかと、そして向上に向けた施策をどう展開していくかという基本的な基盤議論が大変重要になってくるのではなかろうかと、こう思います。しかるに、いま美唄の商業問題、先ほど来同僚議員の議論を聞いていまして、中心市街地の現状、ただ1つそれを見ただけでも近隣に進出してきた大型店の大きな影響を受けて、美唄の商業にかかわる経済環境というのがどうなっていくんだろうかという危惧が大きく横たわっているという状況にあらうと思います。

工業、いわゆる2次産業、これもさまざま

な環境の変化と事情によって撤退をすると、閉鎖をするという状況も今日的にまだ続いていると言っても過言ではないと思います。建設業はどうか、これまた公共事業の大きな後退によって、この先どう企業の維持を図っていくかということでの大変な状況にあらうかと思っています。そういう中にあって、農業はといいますと、申し上げるまでもなく美唄における農業というのは基幹産業であります。どれもがそう思い、認識をしております。その農業の中でも主体をなすのは、何ととっても稲作農業ではないでしょうか。これは、1つの例でございますが、16年度における美唄市農協管内の米の出荷状況、これもどこかでお話したことがあらうかと思いますが、出荷契約数量に到達できなかった。19万8,358俵だった。これは、出荷契約数量に対して88%という状況であったと思います。規格外とかくず米を入れると契約数量に形としては到達したと、101%であったと思います。

問題は、その出荷数量に対する価格の関係で見ますと、24億3,189万円と、24億だったわけ。これは、出荷契約全量をお金にかえたとすると、その金額との兼ね合いを考えますと、67%という状況に終わったと、こういうことになってございます。

一方、美唄市農協の農産物取り扱い全量の金額が34億9,400万円であります。この35億、これの中に占める米の扱い量というのは、計画対比では67%でありながらも24億という数字は69%に達しているのです。ですから、いかに稲作農業の大切さ、美唄市経済の大きな担い手だと、こう言わざるを得ないのが美唄市の稲作農業ではないでしょうか。そんなふ

うに考えますとき、何ととってもこの美唄の稲作農業を守りきらんならないと、そして右肩上がりの状況を構築していかなければならないというのが、それが市長の大きな役割でないだろうかと、こう思うわけでありますが、市長の認識を伺うわけであります。

さて、右肩上がりの稲作農業の状況をどう構築するかという問題について、私は昨年12月第4回定例会、そして本年の第1回定例会で、昨年9月末以降マスコミで大きく取り上げられた「おぼろづき」の問題について市長に見解を求め、そして身を粉にして美唄のブランド米構築に向けての要請をしてまいりました。現在「おぼろづき」の、いまどういう役割とそして活動をしているかということについては、後ほど触れたいと思います。

しかし、いろいろな指摘をし、そして平成17年度の作付をより多くの「おぼろづき」作付に向けてご尽力をいただきますようにということで、2回にわたっての一般質問でお願いをしてきました。ご要請を申し上げてきました。結果として、昨日の同僚議員の質問にありましたように、53キロの種子が美唄に配付されたというお話を答弁としてお聞きいたしました。

さて、美唄の農業を守る大きな手だての1つとして、美唄市は美唄市の実証試験場といえますか、水稻の試験圃を持っていると思います。その試験圃に対して、どう取り組まれたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

そして、きのうの答弁によりますと、5カ所に配付された実証展示圃でいまその育成に向けて汗を流しておるわけでございますが、その53キロでもってつくり上げたもみ、これ

をどう取りまとめて出荷するのか、その辺の方向性が農協なり、ホクレンなり、あるいは道から指示がもしあるとすれば、お尋ねをしたいと思います。これは、3月の段階で申し上げましたように、ホクレンは実証圃で収穫されたもみは、すべからく農協が取りまとめてホクレンに出荷すると、しなければならぬんだという念書をとられて、その上で種もみが配付されものと、こう私は認識しておるんですが、今日的にそういう状況で取り進められているのかどうか。収穫されたものに対する取り扱いの方法について、お聞かせをいただきたいと思います。

そして、当初の、ことしの3月の定例会で私が申し上げたホクレンの、あるいは道の指導のもとで、そのとおりやられたとしたら、たとえ4カ所であろうと、5カ所であろうと、そこでつくられた、収穫されたもみは美唄に1粒も残らないで全部持っていかれちゃうということなんです。それでは18年の作付の自家の種もみすら自家の置かれないという状況に相なってしまう。美唄の分はこれだけ残しておくということになるのかどうか、この辺農業者の皆さんは心配していないものなのかどうか、この辺わかりませんが、その辺の農業者の心情も市長がおわかりでしたら、いや、そんなこと聞いてねえって言うんなら、それでもいいんです。もし、その心情をお聞きしている部分があるとすれば、その部分についてのお話もいただければ幸いです。

そして、来年、18年度における「おぼろづき」の作付をどうするのか、この辺に対する市長のお考えを伺うものであります。

以上再質問を留保しまして、この場での質

問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉田議員の質問にお答えします。

初めに、治水対策について、峰延地域の雨水対策についてであります。峰延地域の排水系統は道道美唄三笠線を挟んで南北に分かれており、南側の排水は国道12号線及び北海幹線用水路を横断し、下流河川に流入している状況でございます。この地域は、過去にも大雨のため、国道横断部分で湛水被害があり、排水ポンプ等により排水処理を行ってきたところではありますが、当面同様の措置をまいりたいと考えております。

今後の対策といたしましては、下流側の国及び道が直轄する河川改修が必要とされるため、関係機関と十分協議し、対応してまいりたいと考えております。

次に、農業問題について、本市水田農業の現状についてであります。本市農業は地域経済を牽引する役割を担う基幹産業であり、今後とも持続的に発展する足腰の強い農業を築いていくことが必要であると考えております。

このため、地域特性を考慮した品種作付の適正化や環境との調和、保全を重視した水稻生産、さらには低たんぱく良食味米生産等、より一層消費者のニーズを意識した売れる米づくりに向けた対策が必要であると考えており、これら対策については、各農協ごとの水田農業ビジョンのもとで実践しているところでございます。

次に、「おぼろづき」の作付実態についてであります。美唄市農協には53キログラム

の種子が配付され、農協が指定した4カ所の実証展示圃約210アールに作付されていることほか、峰延農協にも11キログラムの種子が配付されており、約50アール作付されております。なお、市立試験圃には作付けしておりません。

次に、実証展示圃から収穫された米の取り扱いについてであります。道農政部の「水稻新品種求評・生産普及実証展示は設置について」で示されているとおり、種子としては使用できず、すべて生産物は農協を経由してホクレンに出荷することとなっております。

次に、18年度の作付に向けましては、農協が生産者の意向等を取りまとめ、必要とする種子量をホクレンに申し込むこととなりますが、市といたしましても希望数量が確保されるよう、努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 17番吉田 栄君。

●17番吉田 栄君 自席から再質問をさせていただきます。

まず、峰延の市街地の雨水対策についてです。土地改良区なり、あるいは石建との話をし、そしてまずは下の方の治水対策をしっかりとした上でやっていかなきゃならない、ということだと思っております。まさにそのとおりだと思っております。美唄川の石狩川への落ち口は、これは改善されて水位が6メートルぐらい下がったんでしょうか、しかし幾春別川はもう少し先に延びるということですから、その答弁の趣旨については、理解をいたしました。

しかし、国道を横断する、上を横断するのか、下を横断するのか、この辺なんです。あの下くぐっているワン管、あの管の太さが、

私はかつてみたの、900ミリだろうと思うんだけど、900ミリありません、880ミリでした。その880ミリのワン管のあるところまで来る管、これは1メートルあるんです。1,000ミリあるんです。のみ込めないの当たり前。だから、根本的な解決策というのは、あの国道、そして国道とかんがい溝の間のスペース、そしてかんがい溝を越えるまでのワン管の管を完全に入れかえないと根本的な解決にならないと思っております。そうはいっても、これは5年や8年で解決するとは私も思いません。ですから、根本的な解決は先に延ばすとしても、そこに流れてきた雨水のたまりをどうするかということのを改めて考えてもらわんとならんと思っております。

歴史をたどりますと、昭和50年から今日までに、50年8月23日、岩見沢ですが、179ミリ降ってるんです。56年8月8日、これが一番大きいんですけども、美唄で253ミリ、1時間30ミリの雨が降りました。このときに国道を横断しているんです。国道横断してるわけですから、その国道と、先ほど申し上げました沢地との間に数軒の民家がありますが、この民家はすべて床下浸水までいってんです。

念のために申し上げますが、国道の高低と、それから沢地にある、1軒しかないと言いました、その民家の土台というのは同じ高さなんです。ですから、その家の床下に浸水してこない限り、国道を横断して上を通っていくということはないんです。そういう地形になってるということをお知りおきを願いたいと思っておりますが、そんなことを考えますと、やっぱり基本的な対策というのはポンプをもって、そして国道に幅広いホースで、開発局

何と言うかわかりません、国道の上に水をまいたらだめだって言うんでないかなと思うんだけど、そこは行政の力で何とかしてもらいたいと思うんだけど、そういうところ私見てますから、できるんだと思うんです。そういう対策を講じないと、いつ何どき大雨来たときに対処し切れなくなるという状況にありますので、そのポンプを設置する、設置するっていったって、あそこの地形をよく見ますとポンプを据えつけるような状況なんどこにもないんです。ですから、それなりのポンプの置き場所をつくってもらわないと解決にならないと思います。それをつくりますと、その周辺の人たちは一生安堵するんじゃないでしょうか。そんなことがありますので、十分ご検討いただきたいと思います。

ちなみに雨の多かったときといいますのは、63年8月にも降りました。美唄で179ミリ降ってるんです。あるいは平成2年4月には、4月の大雨っていうのは全く珍しいんだそうですが、82ミリ降ってます。13年9月11日、85ミリ降ってる。そして、去年の16年8月21日は82ミリ降ってる、その82ミリの雨で、あの市営住宅から流れてくる大量の水で、1軒しかないと言われるかもしれんけれども、その1軒の方が床の土台のすれすれまで上がってきたと、こういう状況なもんですから、現地を十分ご視察いただいて対処していただきたいものと思います。

さて、お昼になってしまいましたが、農業問題について再質問をさせていただきます。実証展示圃5カ所に分散して、2町1反に植えた、こういうことなんです。この5カ所に分散して植えた、植えてもらった実証圃を分

散したという目的は何だったんでしょうか、お尋ねをします。これが1つ。

もう1つは、53キロのもみを5カ所に分散しちゃったんだけど、せめて800グラムぐらい残して美唄の市立の試験圃にどうして植えてもらえなかったのかな。美唄植えてないってことは、きのうわかったもんですから、実はきのう深川の市立試験圃に行ってきました。だれもいないところへ行って見てきました。あそこならあるべ、「おぼろづき」植えてるべ、こう思っただけなんです。あそこにもないんです、1本も。「ほしのゆめ」、「きらら397」、それから何だか170号ってお酒の米、あるいは「彩」、そういったのはあっても、「おぼろづき」がないんです。そういうことについて、私は大変不審の念をいまさらながら大きく持たざるを得ない心境です。

なぜかといいますと、優良品種に指定されることしの1月17日の会議、そこに持ち込むまでの桜井市長のご苦勞、そして最終的に1月30日に優良品種として示されました。それからです、わずか3カ月の間、美唄にある「おぼろづき」のもみは、あれは種にならないもみだと、こうおっしゃると、道もホクレンも普及所も。何でよと、こうなるわけでしょう、これは3月に言ったかもしれんけれども。15年の年に、採取用としてつくってくれと言われたの、北農研から。そして2反歩つくったんです。2反歩つくった、そのとれたもみを去年植えたんです。そして、そこで去年とれた米を皆さんに食べてもらった。この中にもたくさんいると思う。どこの食味会に行っても「おぼろづき」が群を抜いてたじゃないですか、評価は。にもかかわらず、美

唄でとれたもみは種もみにあらずと、こう言い切った、そして美唄に53キロのもみが来た、そのもみがどんなもみだったんですか、知っている人もいるでしょう、ここに。

それを裏づけるかのように、テレビでも放映されたじゃないですか。脱穂がある、秕がある、さらには異品種が混入してるではないか、当の役員がしどろもどろの話しかできないじゃないですか。どこかでもらったもみを塩水で洗ったら真っ黒になったって、種もみというのは真っ黒になるはずがないんです。ちゃんと精製して、あの毛を全部こすり取って、肌をよくして、そして種もみとして農業者に売るわけでしょう、ホクレンは。それが、秕はぼこぼこ浮いてくるわ、そんな話ってあるかい、そんなもみしか持っていないでいて、美唄にある種もみは種もみにあらずという話がどこにあるんだろうか。

もっと言います。本当に、経済部長でもいいし、市長でもいい、助役でもいいけれども、市議会でこんなこと言われたってことを空知支庁に言ってもらってでなくて、言ってほしい。道の農政部に行って言ってほしい、そういう願いを込めていましゃべるんです。

あるところの農業者が、多分5軒か4軒かわからないけれども、そこに53キロばらまいたしょう、その温床苗だと思う、ハウスの中だと思う、美唄にある種もみをまいた、何というのですか、私よくわからんけれども、植えつけてある箱、あれをそこへ植えてあったんです。どんな比較が出るかということで植えたんでしょう、その温床畑を持ってる人がその苗を自分の田んぼに植えたら、種苗法違反です。そこに植わさってる箱に入った苗

をもともと持っている人に持ち帰って植える分は、これは種苗法違反になりませんから、それは随分と手の込んだことやったなと思うんだけど、その温床畑にあった苗というのは、格段の違いあるんです、写真私見ました。そんなばろくその種もみ53キロくれたんです、道は。

53キロ、53キロ言うんなら、北海道全部で幾らばらまいたかわかってますか、460キロなんです、あるところで私調べたんです。460キロの中で、空知に分配されたのは106キロです。この106キロの中の53キロ美唄に来たんです。桜井市長の腕前だと思う、その熱意だと思う、それには敬意を表する。だけれども、53キロの種もみの品質っていうのは、その程度だったんだという実態を知ってほしいと思うんです、知っているかと思うけれど。そこまでやって、ホクレンは、これは農業者の皆さんは見て知ってると思うけれども、このための防止のこんな宣伝に金使って、そして異品種を混入してはならない、そのために3月には何をやれ、4月に何やれかにやれて全部出るんだ、これ9月まで。異品種混じっちゃいかんと、こういうことで。

だけれども、北海道に460キロしかばらまかないもみを、その中に異品種が入っていると指摘をされて、あげくの果てにS T Vのテレビで放映されるっていうばかな話ありますか。だから、私はここで言いたいことは、北海道の言うことも聞かんならん、ホクレンの言うことも尊重せんならん、だけれども、まゆつばものなんだということをしっかりと頭に描いて、美唄独自の稲作農業をしっかりと守るんだという意識と認識を市長以下、行政の皆

さんにしっかりと持ってもらいたいものと、
このように思うわけであります。

それから、先ほどの答弁からすると、来年の話です、作付を希望する農業者に分配すると、それはもちろん北海道から種もみが来て分配するということのようにお聞きしました。これ希望する人いっぱいいると思うんです、あるいはいないかもしれない。きのうの質問のように等級が悪い、検査の。そして肉薄で収量が少なくなる、いかがなものかなという意味であったんでなかろうかと私は思うんですけれども、私は全くそうは思っておりません。何で思わなかったというやつ、後でお話します。

その前に、作付を希望する人にお上げするという、その程度、峰延農協、美唄農協、月峰線のあの北側から中村までの美唄の農家だったのだれにでも、10キロでも、あるいは8キロになるかもしれないけども、「おぼろづき」の種を上げますということになるのかどうか。何でこんなこと言うかというのと、同じ「おぼろづき」でも作付をする土壌の質と稲をつくる農業者のそれぞれの特色なり、技量の違いというのがあることは、もう間違いのない事実だ、それを加味しないで、だれにでもお分けするということになると、結果としてどうなるか。「おぼろづき」の品位が下がる、食味が落ちるという結果になるんじゃないでしょうか。さらには、等級、1等米が少ないという結果にも出るでしょう。青米が多いっていう結果も出るでしょう。あげくの果てに、ことし53キロもらった種もみの中に異品種が混じってるんだから。本来の「おぼろづき」の食味が出るはずがないんです。来年種もみ

の保証できる人いるんですか、いないでしょう。そういう背景もあるんですけども、それは抜きにして、だれにでもお上げするという考え方なのかどうか、まずそのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

最後の質問になります。だれがつくっても同じ「おぼろづき」の味が出るとは限らないということをお言いました。いま、これは行政の皆さんも理事者の皆さんもご存じだと思いますが、6月16日から東京の東武百貨店池袋店でこういう袋に「おぼろづき」が5キロ入れられて売られ始めました。それをどういう格好で売られてるかっていうのも、こういう宣伝をしている写真の写しも手に入りました。これ、東武百貨店の全景ですが、そして「こしひかり」が何ぼで売ってる、「ミルキークイーン」が何ぼで売ってるっていう証拠もここに出てるんです。819円で「ミルキークイーン」売ってるんです、そんな高い米食ったことないけれど、1キロです、819円っていうのは。10キロ8,190円する。「こしひかり」は798円、たまたまこんな写真があるもんだから、興味あって見たんだけど、問題は「おぼろづき」何ぼで売られてると思いますか。

1キロ550円なんです。10キロで5,500円、しかもそれが東武に持っていったのは6月の初めごろだったと思うんですけども、そのときに美唄市農協で等級の検査をしてきました。全量1等米なんです。等級が悪いというのはつくり方が悪いんじゃないでしょうか、私は目の当たりにそのことを聞かされて、見まして、そう思えてならないんです。さまざまな資料が手に入りまして、東武百貨店で生活の改革だっていう名をもってメインに押し出し

たのが「おぼろづき」なんです。そして、販売に乗り出した。

それに大きな力を注いでくれたのが、写真ありますけれども、これが北海道の農業研修センターで、「おぼろづき」を開発した、育成した安東先生です。いま、つくばにいますけれども、それと農水省の関東にある農林局ですか、農水局の品質保持の担当の役員がこのことについて全面的な支援、バックをして16日に歌志内へ入ったという状況にあるわけであります。このことについて、市長の思いがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 吉田議員の再質問に対する理事者の答弁は、午後からといたします。

1時15分まで休憩いたします。

午後0時16分 休憩

午後1時25分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉田議員の再質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長桜井道夫君 吉田議員の再質問にお答えします。

水害対策についてでございますけれども、下流河川の改修は欠かすことができませんが、現状は国道12号線の横断部で湛水状況が見られますので、上流域から流れ込む流量と横断管の大きさ等の現況調査などをし、札幌開発建設部と協議をするとともに、ポンプの設置について調査してまいりたいと考えております。

す。

次に、「おぼろづき」の実証展示図についてでございますが、市内5カ所に展示図が設置された理由としては、栽培方法の比較検討を行うことが目的であることから、美唄市農協では生産者組織と協議の上4カ所としたもので、峰延農協は種子量から1カ所としたものと伺っております。

次に、市立試験圃で栽培していない理由につきましては、種子の確保ができないために行わなかったものでございます。

また、市内に配付された種子につきましては、農業改良普及センターや農協に照会しておりますが、見た目では問題はなかったと伺っております。

次に、来年度の作付に向けては、生産者が希望する種子量の確保に農協とともに努め、今回設置された実証展示図のデータを関係機関、団体と分析し、その結果を生産者などへお知らせをし、普及に努めてまいりたいと考えております。

次に東京都内の量販店で、この度美唄米が販売されたことは、生産者の努力が関係者に評価されたものと思われま。

●議長長岡正勝君 17番吉田 栄君。

●17番吉田 栄君 再々質問となりますが、1、2点質問をさせていただきます。

来年の「おぼろづき」作付に向けてどうするかということについてであります。ことしの峰延を含めて5カ所での実証展示図、そこにおける育成にかかわるさまざまな調査検討がなされるわけです。その上に立って、多分18年度の作付者の選定といえますか、どここのだれだれに「おぼろづき」をつくってもら

おうということになるんだろうなと、こうは思うんです。

これは、私の素人考えであります。同じ「きらら397」にしても「ほしのゆめ」にしても、つくった人のといたら語弊があります。とれたところの土壌の関係なんだろうというのが一番差しさわりのない言い方なんだろうと思うんですが、そういう事情で食味が大きく違う、これは皆さんも否定のできないことだろうと思うんです。したがって、この「おぼろづき」といえども、5カ所で作った「おぼろづき」それぞれが同じ食味だとは言えないと思うんです。といいますことは、これもある資料で見たんですけれども、15年度の北海道農業研究センターの種子を用いて20カ所だったでしょうか、「おぼろづき」をつくった、このそれぞれの食味の検査の結果、たんぱくが幾らだったとか、アミロースが何ぼだったとか、光沢がどうだったとか、白濁があったかなかったとか、さまざまな検査の結果、評価の結果、ランクづけといたしますか、それぞれの総合評価点が出た、そういう調査の紙を見聞したことがございます。それによりますと、随分とやっぱり評価が違うんです。

それを見るからにしても、せっかく5カ所に分けて試作をしたわけですから、その吟味をきちっとやっぱりやるべきだと思うんです。そして、その総合点が低かったのは何なのかと、なぜなのか、本当に「おぼろづき」の食味の神髓を出そうとすれば、どういう土壌でなければならないのかと、あるいは今日までのそれぞれの農業者の実績等というのは、これまた皆さんが知っている、評価のするところだと思えますから、それらを勘案しながら1

8年度の「おぼろづき」作付をする、その選別をしていていただきたいものと、こう思うんです。

簡単に言うと、「おぼろづき」をつくる人の選別をしろということになっちゃうんです、表現をかえて言えば。いや、吉田のやつ、だれもかれもがつくってはならないんだとよという話になるかもしれません。言われてもいいんです、私は。それが美唄でとれた「おぼろづき」の価値観なんだと、価値観を高めるために行政が憎まれてもやっぱりブランド米をつくるんだという、そのスタンスをきちんと打ち出すべきだと思うんです。18年にそれをやらなかったら、19年、20年にはできないと思います。来年が正念場でないでしょうか。そんな立場で私は18年度の「おぼろづき」の作付者をどうするこうするという議論を真剣に取り組んでもらいたいものと、こう思うんです。

なぜ私がこれまで言うかということ、道がことし北海道じゅう460キロの種もみをばらまいた。そして、空知には107キロの種もみをそれぞれ市町村にあてがった、美唄は大変熱心だから53キロくれたと、その種もみの品質は、先ほど言ったように本当に高い品質のものだったのかということとそうでない。ということは、しかも市立の試験圃に植えなかったと、これは先ほどの市長の答弁からすると、種もみが足らなかったと、こういうことなんだ。

そういうことなんだけれども、私は深川まで見に行ってきたんだから、植えてないんだから。ということは、市の責任を背負わなければならない試験圃でつくってはならないということだと思うんです、極論を言えば。み

んなにつくらせて、いわばいいかげんにつくってもいい、おぼろづき本来の食味を引き出したような立派なものでなくてもいい、だから異品質のもみが混じってたんでしょと言われてもしようないじゃないですか、私これじゃよくないからそう思うんです。いいかげんなものをまきやがって、くれやがってという感じになるような種もみを分配したんです。

これは、とりもなおさず、「おぼろづき」そのものの品位を下げるためのやり方じゃなかったのかなと、こう思うんです。だからこそ、美唄でとれた「おぼろづき」はいいぞというものをつくり上げていかないと、美唄のブランド品になんないんです。そういうものをつくってこそ、初めて東京にでも大阪にでも美唄のブランド米、「おぼろづき」が売ってもらえるようになるんだと思うんです。東京で、北海道米を東京の有名百貨店で売ったの今回初めてなんだっていう話なんです。東急にしても、あるいは東武にしても北海道米を売ったことなんかないんだって、それが今回そういうチャンスに恵まれたんだ、これを持続していこうとすれば、18年産ブランド米「おぼろづき」が同じような米でなきゃならないわけでしょう、そういう米づくりを実現してくれるようなそういうところに作付をしてもらうということが必要ではないのか、こんなふう思うんですが、市長のご見解を伺いたいと思います。

その答弁と同じようなことをもう1つ言おうと思ったんです。ということは、美唄市のブランド米として間違いなく、必ず構築するぞと、そういう方針が持続されているんでしょねということの確認をしまして、私の質

問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 吉田議員の再々質問にお答えします。

来年度の作付に向けましては、関係機関、団体などと十分協議を進めてまいりたいと考えております。

また、「おぼろづき」は、これまでも申し上げてきておりますとおり、美唄産米のブランドとして今後定着していくことを期待しております。市としてもできる限り対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 以上で一般質問を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時25分 散会